



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 8 日 (金)
第 8 3 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	基本測量の実施 (391) (技術企画課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (392) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (393) (〃) 2
	建築基準法による道路の位置の指定 (394) (中部総合事務所生活環境局) 2
◇ 公 告	鳥取県の人事行政の運営等の状況 (人事企画課) 3
	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (技術企画課) 3
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) 5

告 示

鳥取県告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間 平成23年8月23日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び東伯郡琴浦町

鳥取県告示第392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月8日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら	デイサービスセンターさくら	鳥取市大覚寺77-63	平成23年7月1日	通所介護

鳥取県告示第393号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月8日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら	デイサービスセンターさくら	鳥取市大覚寺77-63	平成23年7月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第394号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成23年7月8日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成23年7月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市美萩野三丁目20 有限会社トライ 代表取締役 藤原 雅彦	東伯郡湯梨浜町大字久留34-1及び34-6	幅員 6.00メートル 延長 59.55メートル

公 告

鳥取県人事行政の運営等の状況について、平成22年10月29日付けで行った公表に加え、次のとおり公表する。

平成23年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	134,000	183,800	213,400	253,100	279,600	300,500	343,700	388,300	438,700
最高号給の給料月額	244,100	309,900	346,300	377,500	389,600	396,200	425,200	448,700	501,100

2 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	3,367	3,323	3,223	3,144	3,091	3,058	△309（△9.2％）
教育	6,268	6,319	6,238	6,118	6,051	6,000	△268（△4.3％）
警察	1,415	1,423	1,413	1,416	1,425	1,422	7（0.5％）
普通会計	11,050	11,065	10,874	10,678	10,567	10,480	△570（△5.2％）
公営企業等会計	827	839	855	893	947	1,005	178（21.5％）
総合計	11,877	11,904	11,729	11,571	11,514	11,485	△392（△3.3％）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成23年7月8日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 起業者の名称
鳥取市
- 2 事業の種類

鳥取都市計画道路事業 3・5・13号雲山吉成線及び 3・3・2号西円通寺裁判所線

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年6月28日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市吉成 字高木	163 - 1	宅地	宅地	849.70	996.19	707.54	松田 鐘文	鳥取市大覚 寺77-83	別記の とおり	別記の とおり

別記

ごうぎん保証株式会社 島根県松江市白潟本町71

株式会社山陰合同銀行 島根県松江市魚町10

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成23年7月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成23年8月6日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町大字鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成23年8月21日 午前9時から正午まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成23年9月10日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町大字鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成23年9月25日 午前9時から正午まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成23年10月8日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町大字鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成23年10月16日 午後1時から午後4時まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しょうする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成23年3月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4 |
| 5 落札金額 | 45,675,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成23年2月8日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |